

## 株式移転に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号  
並びに会社法施行規則第 210 条に基づく開示事項)

2023 年 10 月 2 日

ミガロホールディングス株式会社

プロパティエージェント株式会社

2023年10月2日

## 株式移転に係る事後開示書面

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
新宿アイランドタワー41階  
ミガロホールディングス株式会社  
代表取締役社長 中西 聖

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
新宿アイランドタワー41階  
プロパティエージェント株式会社  
代表取締役社長 中西 聖

プロパティエージェント株式会社（以下「プロパティエージェント」といいます。）は、2023年6月27日開催の第20回定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2023年10月2日をもって、株式移転設立完全親会社であるミガロホールディングス株式会社（以下「ミガロホールディングス」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に際し、会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号並びに会社法施行規則第210条に定める開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 株式移転が効力を生じた日

2023年10月2日

#### 2. 株式移転完全子会社における会社法第805条の2の規定による手続の経過

会社法第805条の2の規定により、本株式移転の差止請求をした株主はありませんでした。

#### 3. 株式移転完全子会社における会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過

プロパティエージェントは、会社法第806条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2023年7月3日付で、プロパティエージェントの株主に対し、本株式移転を実施する旨、株式移転設立完全親会社であるミガロホールディングスの商号及び住所並びに買取口座を電子公

告の方法により公告いたしましたが、会社法第 806 条第 1 項の規定により株式買取請求をした株主はおりませんでした。

なお、本株式移転において、会社法第 808 条及び第 810 条の規定による手続については、該当事項はありません。

4. 本株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式数  
プロパティエージェント 普通株式 7,315,800 株

#### 5. その他本株式移転に関する重要な事項

- (1) ミガロホールディングスは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生じる時点の直前時におけるプロパティエージェントの株主に対し、その所有するプロパティエージェントの普通株式 1 株につき、ミガロホールディングスの普通株式 1 株の割合をもって割当交付いたしました。
- (2) ミガロホールディングスは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時におけるプロパティエージェントの新株予約権者に対し、プロパティエージェント第 1 回新株予約権 1 個につきミガロホールディングスの第 1 回新株予約権 1 個、プロパティエージェント第 2 回新株予約権 1 個につきミガロホールディングスの第 2 回新株予約権 1 個、プロパティエージェント第 4 回新株予約権 1 個につきミガロホールディングスの第 3 回新株予約権 1 個、プロパティエージェント第 5 回新株予約権 1 個につきミガロホールディングスの第 4 回新株予約権 1 個、プロパティエージェント第 6 回新株予約権 1 個につきミガロホールディングスの第 5 回新株予約権 1 個の割合をもって、ミガロホールディングスの新株予約権をそれぞれ割当交付しました。
- (3) ミガロホールディングス設立時の資本金及び準備金に関する事項は以下のとおりです。
  - ①資本金の額：70 百万円
  - ②資本準備金の額：70 百万円
  - ③利益準備金の額：0 円
- (4) ミガロホールディングスの普通株式は、2023 年 10 月 2 日に東京証券取引所プライム市場に上場いたしました。なお、プロパティエージェントの普通株式は、2023 年 9 月 28 日をもって、東京証券取引所プライム市場において上場廃止となりました。

以上